

株式会社 JCU

証券コード：4975



第57回 報告書

目次

(頁)

〔提供書面〕

事業報告

1. 企業集団の現況 1
2. 会社の現況 10
3. 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況 19
4. 会社の支配に関する基本方針 23
5. 剰余金の配当等の決定に関する方針 29

連結計算書類

- 連結貸借対照表 30
- 連結損益計算書 31
- 連結株主資本等変動計算書 32

計算書類

- 貸借対照表 33
- 損益計算書 34
- 株主資本等変動計算書 35

連結計算書類に係る会計監査報告 36

計算書類に係る会計監査報告 37

監査役会の監査報告 38

(提供書面)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、米国新政権の政策に不透明感があるものの、米国や欧州などの先進国を中心に緩やかな景気の回復が続いています。また、中国では小型車減税による自動車販売が好調であったことに加え、公共部門における投資拡大が下支えしたことで、景気減速に一服感がみられました。日本経済におきましては、企業収益や雇用情勢の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、欧米各国における保護主義の台頭懸念や中東・アジア地域における地政学的リスクの高まりなど、世界経済全体に下振れのリスクがあり、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループの業績は、海外における薬品の販売が順調に推移したことでプラズマ装置の販売が好調だったことに加え、国内ではめっき装置および太陽光発電設備の販売も順調に推移したことにより、売上高は207億60百万円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。この結果、営業利益は55億円（同12.1%増）、経常利益は55億2百万円（同11.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は41億24百万円（同20.9%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

[薬品事業]

薬品事業におきましては、前半にハイエンドスマートフォンの生産調整の影響があったものの、通年で中国系スマートフォン向けの需要が底堅く堅調に推移したことにより、中国、台湾、韓国におけるプリント配線板用めっき薬品の販売が順調に推移しました。また、中国においては小型車減税による自動車の需要が増加したことで、自動車部品用めっき薬品販売は堅調に推移しました。一方で、円高の影響を強く受けた結果、売上高は168億17百万円（同1.9%減）、セグメント利益は61億27百万円（同2.2%増）となりました。

[装置事業]

装置事業の受注高は、日本および海外において大型めっき装置の受注を獲得したことにより、21億55百万円（同80.0%増）と大幅に増加しました。売上高は、手持ちの工事契約が順調に進捗し22億3百万円（同9.3%増）となりました。この結果、セグメント利益は1億46百万円（同11.9%増）となりました。

[新規事業]

新規事業の受注高は、プラズマ装置の受注が順調に推移し、大型太陽光発電設備の受注を獲得したものの、16億15百万円（同4.3%減）となりました。売上高は、プラズマ装置の販売が好調だったことに加え、手持ちの太陽光発電設備の工事契約が順調に推移したことにより、17億39百万円（同160.8%増）となりました。この結果、セグメント利益は19百万円（前連結会計年度はセグメント損失2億48百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は796,596千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主な設備

台湾JCU股份有限公司 事務棟および倉庫棟移転(建設中)	263,606千円
当社 新潟工場 生産設備の改修	109,411千円
当社 総合研究所 実験設備、測定機器の取得	86,595千円
当社 総合研究所、新潟工場、名古屋支店 内装および外装改修	18,392千円

③ 資金調達の状況

当期の資金調達は、経常的な資金調達のみで、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

区 分	第 54 期 (平成26年 3 月期)	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (平成28年 3 月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (千円)	16,467,379	19,803,036	19,818,840	20,760,609
経 常 利 益 (千円)	2,964,319	4,834,205	4,926,381	5,502,127
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,763,868	3,204,781	3,410,844	4,124,845
1 株当たり当期純利益 (円)	250.04	454.30	241.76	295.10
総 資 産 (千円)	17,133,925	21,616,245	22,208,207	26,095,388
純 資 産 (千円)	10,004,253	13,633,057	15,704,507	18,457,140
1 株当たり純資産額 (円)	1,414.91	1,920.15	1,107.49	1,322.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区 分	第 54 期 (平成26年 3 月期)	第 55 期 (平成27年 3 月期)	第 56 期 (平成28年 3 月期)	第 57 期 (当事業年度) (平成29年 3 月期)
売 上 高 (千円)	11,247,760	12,929,019	11,562,595	13,509,996
経 常 利 益 (千円)	2,526,020	3,568,061	2,824,125	4,272,549
当 期 純 利 益 (千円)	1,767,507	2,618,228	2,178,001	3,593,183
1 株当たり当期純利益 (円)	250.55	371.15	154.37	257.07
総 資 産 (千円)	13,692,152	16,805,120	16,788,440	19,993,485
純 資 産 (千円)	8,227,610	10,520,937	11,787,330	14,438,815
1 株当たり純資産額 (円)	1,166.32	1,491.41	835.47	1,038.12

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式の総数により算出しております。なお、発行済株式の総数については、自己株式を除いております。
2. 平成29年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
JCU(上海)貿易有限公司	2,700 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の販売
JCU(THAILAND) CO., LTD.	105,000 千タイバーツ	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
台湾JCU股份有限公司	56,000 千台湾ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU KOREA CORPORATION	6,303,600 千ウォン	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU VIETNAM CORPORATION	3,900 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU(深圳)貿易有限公司	1,333 千米ドル	100.0% (25.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司	71,000 千台湾ドル	100.0% (52.1%)	化粧品の販売
PT. JCU Indonesia	1,200 千米ドル	100.0% (5.0%)	表面処理用薬品・装置の販売
JCU科技(深圳)有限公司	25,000 千人民元	100.0%	スパッタリング装置によるカラーリング加工請負
JCU(北京)貿易有限公司	1,000 千人民元	51.0%	表面処理用薬品の原材料の調達および表面処理用薬品・装置の販売
JCU AMERICA, S. A. DE C. V.	14,527 千メキシコペソ	58.2%	表面処理用薬品・装置の製造販売
JCU INTERNATIONAL, INC.	5,000 千米ドル	100.0%	表面処理用薬品・装置の開発製造販売
JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.	60,000 千インドルピー	100.0% (0.0%)	表面処理用薬品・装置の製造販売
櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司	2,000 千人民元	100.0% (15.0%)	飲料水の販売

- (注) 1. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
 2. 当社の出資比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
 3. 銀座鈴蘭堂化粧品股份有限公司は現在、清算手続き中であります。
 4. 当社は平成29年3月にJCU科技(深圳)有限公司の持分全てを譲渡することを決議しております。
 5. JCU(北京)貿易有限公司は平成29年2月に解散を決議しております。

なお、上記②に記載した重要な子会社を含め連結子会社は15社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境につきましては、スマートフォンの成熟化に伴い、中国・台湾・韓国においては、当社の主要市場の一つであるプリント配線板市場の伸びが鈍化してきています。それに伴い、当社の主力製品であるスマートフォン用プリント配線板向け薬品の販売の伸びも鈍化するものと予想されます。一方、自動車向け薬品については、引き続き堅調に推移するものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社グループでは既存シェアの保持および拡大のため、コストダウンや次世代技術に対応した高性能薬品の開発等、顧客ニーズに適合した新製品の市場投入を図ります。

このための対処すべき課題は次のとおりであります。

① 営業に関する事項

近年、海外において、プリント配線板向け薬品および自動車向け薬品等の拡販を進めてきました。それに伴い、新規顧客への技術対応およびアフターサービス体制等、現地からの技術支援の要望が高くなっており、これらに適切に対処することが海外での拡販において重要な鍵となります。このため、今後も引き続き、営業および技術サービスの人材を海外子会社へ積極的に出向させ、顧客のフォロー体制を強化していきます。

また、今後成長が予想されるフレキシブル回路基板（FPC）市場向けに開発した薬品および装置の市場定着を図り、今まで当社グループが参入していなかった市場においても拡販を図ります。

② 研究開発に関する事項

表面処理用薬品の主要市場の1つであるプリント配線板業界は、技術革新のテンポが非常に速いため、常に顧客の次世代技術の動向を注視し、市場の要求に応えた製品が提供できるよう開発に取り組んでいかねばなりません。そのため、海外顧客のニーズを的確に捉え、今まで以上に開発スピードを高めることが重要となります。

このため、当社総合研究所への情報のフィードバックの徹底や、海外子会社と連携した現地密着型の開発を推進してまいります。

③ 生産および供給体制に関する事項

これまで中国、台湾、韓国、タイ、ベトナム、メキシコにおいて、輸送コストおよび生産コストの削減、為替リスクヘッジ、製品リードタイム短縮等を目的として海外現地生産化の推進を行ってまいりました。また、新潟工場における災害被災リスクの低減および分散も目的に、今後も現地生産化を推進する計画であります。それに伴って、各国における法規制の遵守、機密情報の漏洩防止、品質の安定および向上が重要な課題となります。

④ 新規事業に関する事項

当社グループは、近年プラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電等の環境関連装置、飲料水等の分野に進出し、経営の多角化を図っております。営業面、技術面の強化を図り、コア事業である薬品事業と装置事業に次ぐ第3の柱として、安定的に利益を創出できる事業へ成長させることが重要な課題となります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りたくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業	内容
薬品事業	国内・海外市場における表面処理薬品および関連資材の製造・販売
装置事業	国内・海外市場における表面処理装置等の製造・販売
新規事業	国内・海外市場におけるプラズマ技術を利用したプリント配線板洗浄装置、太陽光発電装置、飲料水等の製造・販売、太陽光発電による売電等

(6) 主要な営業所および工場（平成29年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都台東区
工 場	新潟県上越市
研 究 所	神奈川県川崎市
支 店	大阪支店：大阪府東大阪市、名古屋支店：名古屋市北区
営 業 所	九州営業所：福岡市博多区

② 子会社

J C U (上 海) 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市
J C U (T H A I L A N D) C O . , L T D .	タイ チョンブリ県
台 湾 J C U 股 份 有 限 公 司	台湾 台北市
J C U K O R E A C O R P O R A T I O N	韓国 京畿道安養市
J C U V I E T N A M C O R P O R A T I O N	ベトナム ハナム市
J C U (深 圳) 貿 易 有 限 公 司	中国 深圳市
P T . J C U I n d o n e s i a	インドネシア プカシ市
J C U 科 技 (深 圳) 有 限 公 司	中国 深圳市
J C U (北 京) 貿 易 有 限 公 司	中国 北京市
J C U A M E R I C A , S . A . D E C . V .	メキシコ ハリスコ州
J C U I N T E R N A T I O N A L , I N C .	アメリカ ミシガン州
J C U C H E M I C A L S I N D I A P V T . L T D .	インド ムンバイ市
櫻 麓 泉 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中国 上海市

(7) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
薬品事業	465名（12名）	36名増（5名増）
装置事業	25名（0名）	6名増（0名）
新規事業	16名（1名）	25名減（1名減）
全社（共通）	38名（2名）	1名減（0名）
合計	544名（15名）	16名増（4名増）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
269名（14名）	11名増（3名増）	42.7歳	12.5年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
薬品事業	199名（11名）	28名増（4名増）
装置事業	25名（0名）	6名増（0名）
新規事業	7名（1名）	22名減（1名減）
全社（共通）	38名（2名）	1名減（0名）

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	325,412千円
株式会社三井住友銀行	253,354千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	205,000千円
株式会社りそな銀行	170,162千円

(注) 平成29年3月31日現在の借入額上位4行の金融機関を記載しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 19,392,000株
 (注) 平成29年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、19,392,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 7,054,800株
 (注) 平成29年4月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能済総数は、7,054,800株増加しております。
- ③ 株主数 4,879名
 (前事業年度末比 1,555名減)
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	579,300株	8.33%
日本パーカラijing株式会社	227,000	3.26
日本高純度化学株式会社	220,000	3.16
荏原実業株式会社	200,000	2.87
株式会社スイレイ	200,000	2.87
JP MORGAN CHASE BANK 380634	197,800	2.84
日本化学産業株式会社	186,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	169,400	2.43
神谷理研株式会社	160,000	2.30
栄電子工業株式会社	160,000	2.30

- (注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（100,521株）を控除して計算しております。

3. アセットマネジメントOne株式会社およびその共同保有者から、平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）により、平成28年10月14日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主」では考慮しておりません。なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

提出者および共同保有者名	保有株券等の数	株券等保有割合
アセットマネジメントOne株式会社	478,900株	6.79%
みずほ証券株式会社	6,900	0.10
アセットマネジメントOneインターナショナル (Asset Management One International Ltd.)	116,100	1.65
合 計	601,900	8.53

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（平成29年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長兼CEO	小 澤 恵 二	JCU（上海）貿易有限公司董事長 台湾JCU股分有限公司董事長 JCU KOREA CORPORATION代表理事 JCU（深圳）貿易有限公司董事長 PT. JCU Indonesia社長 JCU（北京）貿易有限公司董事長 櫻麓泉（上海）国際貿易有限公司董事長
代表取締役社長兼COO	君 塚 亮 一	JCU（THAILAND）CO., LTD. 代表取締役社長 JCU VIETNAM CORPORATION代表取締役社長 JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD. 取締役社長
専務取締役役員	小 林 幹 司	営業本部長
常務取締役役員	はやし 林 伸 治	総合研究所長
常務取締役役員	おお 大 森 晃 久	JCU INTERNATIONAL, INC. 社長
常務取締役役員	あらた 新 たか 隆 のり 徳	営業本部副本部長
取常務取締役役員	き 木 村 昌 志	経営戦略室長
取常務取締役役員	まつ 松 本 順 一	生産本部長
取常務取締役役員	たに 谷 野 るい 壘	営業本部副本部長
取 締 役	なわ 縄 舟 秀 美	電気鍍金研究会名誉会長 大阪府鍍金工業組合顧問
取 締 役	たか 高 中 まさ 正 ひこ 彦	高中法律事務所所長 T&Dアセットマネジメント株式会社社外監査役
監 査 役（常 勤）	なか 中 澤 たか 隆 し 司	
監 査 役	ばん 伴 みね 峰 お 夫	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
監査役	たか い おさむ 高 井 治	関東学院大学材料・表面工学研究所副所長 関東学院大学工学部教授 日本ピストンリング株式会社社外監査役
監査役	いち かわ みつる 市 川 充	リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役縄舟秀美氏および取締役高中正彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伴峰夫氏、監査役高井治氏および監査役市川充氏は、社外監査役であります。
3. 監査役伴峰夫氏は、永年の金融機関における業務経験および経営に関与された経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 木村昌志氏、松本順一氏および谷野壘氏は、平成28年6月29日新たに取締役に就任いたしました。中澤隆司氏は、平成28年6月29日新たに監査役に就任いたしました。また当事業年度中に以下の取締役および監査役の退任がありました。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
なか むら けん じ 中 村 憲 二	平成28年6月29日	任期満了	専務取締役 専務執行役員
き むら たか お 木 村 隆 男	平成28年6月29日	任期満了	常務取締役 常務執行役員
おお の かん じ 大 野 寛 二	平成28年6月29日	任期満了	監査役（常勤）

5. 取締役縄舟秀美氏、高中正彦氏および監査役市川充氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
6. 取締役に兼務していない執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。
執行役員 萩原秀樹 JCU（深圳）貿易有限公司総経理
執行役員 粕谷多聞 管理本部長
執行役員 鈴木智雄 営業本部副本部長
執行役員 林英彦 管理本部副本部長
執行役員 今井豊一 生産本部副本部長
執行役員 池側浩文 台湾JCU股份有限公司総経理

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額
イ. 取締役および監査役の当期に係る報酬の総額

	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	退職慰労金	弔慰金	
取締役	245,269	245,269	—	—	—	13
うち社外取締役	9,600	9,600	—	—	—	2
監査役	34,200	34,200	—	—	—	5
うち社外監査役	13,950	13,950	—	—	—	3
合計	279,469	279,469	—	—	—	18

- (注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、上記のほか使用人兼務取締役の使用人分給与として取締役5名に対し総額41,820千円が支払われております。

ロ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は、取締役会規程に基づき経営内容、業績の達成度、個人ごとの業績、役位、責任の実体、従業員給与とのバランス、賞与、退職慰労金相当額等を考慮して行うことを基本方針としており、この方針は取締役会の決議および監査役の協議によって定めております。

上記の方針に基づき、個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において取締役会にて決議しております。また、個々の監査役の報酬額につきましては、株主総会で承認された監査役の報酬総額の範囲内において監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内(うち社外取締役分40,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役縄舟秀美氏は、電気鍍金研究会名誉会長および大阪府鍍金工業組合顧問であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役高中正彦氏は、高中法律事務所所長であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役高井治氏は、関東学院大学材料・表面工学研究所副所長および関東学院大学工学部教授であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役市川充氏は、リソルテ総合法律事務所パートナー弁護士であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高中正彦氏は、T&Dアセットマネジメント株式会社社外監査役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・監査役高井治氏は、日本ピストンリング株式会社社外監査役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 <small>なわ ふう ひで み</small> 縄 舟 秀 美	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席いたしました。取締役会において、学識経験者として議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 <small>たか なか まさ ひこ</small> 高 中 正 彦	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 <small>ばん みね お</small> 伴 峰 夫	当事業年度に開催された取締役会17回のうち12回に出席し、監査役会18回のうち12回に出席いたしました。取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査役会の活動方針に関しての提言や監査結果について、経営経験者として発言を行っております。
監査役 <small>たか い おきむ</small> 高 井 治	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席し、監査役会18回のうち16回に出席いたしました。取締役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、監査役会において、監査役会の活動方針に関しての提言や監査結果について、学識経験者として発言を行っております。
監査役 <small>いち かわ みつる</small> 市 川 充	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席し、監査役会18回のうち18回に出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が1回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称	新日本有限責任監査法人
② 報酬等の額	
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	30,000千円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭	30,000千円
その他の財産上の利益の合計額	

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の前期監査実績の分析・評価を行うとともに、今期の監査方針および計画の評価を行った結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JCU(上海)貿易有限公司、JCU (THAILAND) CO., LTD.、台湾JCU股份有限公司、JCU KOREA CORPORATION、JCU VIETNAM CORPORATION、JCU(深圳)貿易有限公司、PT. JCU Indonesia、JCU科技(深圳)有限公司、JCU(北京)貿易有限公司、JCU AMERICA, S.A. DE C.V.、JCU CHEMICALS INDIA PVT. LTD.、櫻麓泉(上海)国際貿易有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ. 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすため、「企業理念」と「行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
 - ロ. コンプライアンス全体に関する総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、法務部およびコンプライアンス部がコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努める。
 - ハ. 事業活動または取締役および従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部および外部通報制度を整備する。
 - ニ. コンプライアンス部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁および関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存および管理する。
 - ロ. 取締役または監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. リスク管理に関する総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。
 - ロ. 事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
 - ハ. コンプライアンス部は、リスクの管理状況を監査する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。
 - ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。
 - ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ⑤ 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の「企業理念」と「行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。
 - ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。
 - ハ. コンプライアンス部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。
- ⑥ 監査役を補助する使用人の体制およびその補助する使用人の独立性の確保ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保
- イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。
 - ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。
 - ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。
- ⑦ 当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制ならびに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ. 当社および子会社の取締役および使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項および違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部および外部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。
 - ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。
 - ハ. 当社および子会社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。
 - ロ. コンプライアンス部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的および必要に応じて行い、相互の連携を図る。
 - ハ. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ニ. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。
- ⑨ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
- イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、総括責任者として管理部門担当執行役員を任命し、コンプライアンス部が当社グループの内部統制体制を強化する。
 - ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、従前より、当社および子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、取締役および使用人が社会秩序や行動規範を尊重し良識ある企業行動により、社会的責任や企業使命を果たすことを広く浸透させています。

代表取締役会長兼CEOを総括責任者としたコンプライアンス委員会が設置され、必要に応じ運用できる体制を取っており、法務部およびコンプライアンス部は、コンプライアンス委員会の事務局を務めコンプライアンス体制の推進および問題点の把握に努めております。

加えて、コンプライアンス部は、内部統制の基本方針に従って、企業グループの内部統制の整備および運用状況の確認を行いました。

② リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害を出来る限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しています。

③ 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同様子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンスを推進しています。

加えて、コンプライアンス部は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しました。

④ 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役2名を加えた取締役11名の体制にて、定例取締役会および臨時取締役会を開催し、法令または定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令および定款等への適合性、ならびに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行いました。

経営会議においては、上記の取締役に加え、執行役員も出席し、経営全般に関する事項の討議および決定を行いました。

⑤ 監査役監査に関する取り組み等

監査役は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会およびその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、重要な事業部門に対するヒアリング、重要な海外子会社調査、取締役との意見交換などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正を監視しながら、監査計画報告(年次)および会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領ならびに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社外取締役との合同会議を定期的実施し情報交換および意見交換を行いました。コンプライアンス部をはじめとする内部監査部門とは、定期的および必要の都度報告を受けるなど連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

4. 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件ならびに買付後の経営方針および事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見または代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に末永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記①の企業理念を掲げ、下記②

の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記③のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

① 企業理念

当社は、昭和43年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。平成15年9月には、株式会社荏原製作所と米国エンソン社との技術提携契約および合弁契約をMBO方式により清算し経営的独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。

平成30年に創立50周年を迎えるにあたり、新・企業理念 ” 表面処理技術から未来を創造する ” を制定いたしました。私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

なお、これらを実現していくための精神・考え方・姿勢として、従来の企業理念である「熱と誠」の位置づけを変更し、「JCUスピリット」といたしました。当社全ての役員・従業員は、物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組みます。

② 中期経営計画

当社では、経営環境が変化する中、常に市場ニーズを先取りし、技術開発や市場開拓によって持続的な成長を維持するため、中期経営計画を策定しております。中期経営計画策定の骨子は、次のとおりです。

- イ. 世界の動向から見て、自動車業界とエレクトロニクス業界を成長分野と位置づけ、新規開発商品の市場投入および顧客への営業の世界展開により市場シェアの拡大を図る
- ロ. 海外における市場シェア向上のため、海外子会社の拡充によりグローバルネットワークの充実と海外営業の強化を図る
- ハ. 市場ニーズを把握し次世代技術の動向を見極めるため、リサーチとマーケティングを強化し、技術開発の効率化と迅速化および一層の営業サービスの強化を図る

ニ. 従来の湿式（ウェット）表面処理技術に加え、乾式（ドライ）表面処理との融合により、一層高密度化、高付加価値化する市場ニーズに対応する

これらの推進によって、経営資源の効率化や利益の最大化に取り組み、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢および経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は社外取締役2名を含む11名の取締役で構成されております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議を設置しております。加えて、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会の持続可能な発展に貢献するために、4つのCSR方針を定めました。

イ. 研究開発型企业として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。

ロ. 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。

ハ. ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。

ニ. 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公明正大な企業活動を行います。

また、コンプライアンスに関する倫理規範として「行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部および外部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、上記(1)の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成26年4月25日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議・導入し、平成26年6月27日開催の第54回定時株主総会において株主の皆様にご承認いただき継続しております。

その概要は以下のとおりです。

① 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）または、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間（以下「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

④ 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度および手続

対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとしします。

⑤ 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、平成29年6月30日までに開催予定の当社第57回定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続（一部修正したうえでの継続を含む）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとしします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランは廃止されるものとしします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcu-i.com/>) に掲載しております。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

③ 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の当社第54回定時株主総会において、本プランの継続に関する株主の意思を確認させていただくため、議案としてお諮りしていることから、その継続について株主の意向が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

⑤ デッドハンド型買収防衛策およびスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施するとともに、業績の状況に応じて配当性向等を勘案して配当政策を実施することを基本方針としております。内部留保金につきましては、今後の事業活動ならびに経営基盤の強化に有効投資することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

また、会社法第459条第1項の規定に基づき、定款において取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定めております。

この基本方針に基づき、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、平成29年5月26日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は70円とし、すでに実施済みの中間配当金60円と合わせ、年間1株当たり130円とさせていただきました。また、別途積立金に2,000,000,000円を積み立てさせていただきました。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,007,609	流 動 負 債	5,553,967
現金及び預金	9,913,204	支払手形及び買掛金	1,461,353
受取手形及び売掛金	6,264,007	電子記録債権	1,372,499
商品及び製品	1,166,494	短期借入金	52,609
仕掛品	110,270	一年内返済予定長期借入金	419,184
原材料及び貯蔵品	386,724	リース債権	21,920
繰延税金資産	607,735	未払法人税等	887,048
その他	750,926	賞与引当金	335,545
貸倒引当金	△191,755	工事損失引当金	13,962
固 定 資 産	7,087,779	前受金	40,461
有 形 固 定 資 産	4,237,173	繰延税金負債	42,314
建物及び構築物	2,081,858	その他	907,068
機械装置及び運搬具	662,919	固 定 負 債	2,084,280
工具器具備品	518,069	長期借入金	645,741
土地	522,824	リース債権	125,736
リース資産	112,306	退職給付に係る負債	1,036,391
建設仮勘定	339,195	繰延税金負債	1,675
無 形 固 定 資 産	69,021	資産除去債務	214,795
のれん	6,295	その他	59,940
その他	62,725	負 債 合 計	7,638,247
投 資 そ の 他 の 資 産	2,781,584	純 資 産 の 部	
投資有価証券	2,300,420	株主資本	17,413,210
繰延税金資産	107,660	資本金	1,176,255
その他	373,503	資本剰余金	1,124,592
貸倒引当金	△0	利益剰余金	15,433,294
資 産 合 計	26,095,388	自己株式	△320,931
		その他の包括利益累計額	976,867
		その他有価証券評価差額金	363,391
		為替換算調整勘定	613,475
		非支配株主持分	67,062
		純 資 産 合 計	18,457,140
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	26,095,388

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,760,609
売上原価	8,443,144
売上総利益	12,317,464
販売費及び一般管理費	6,816,721
営業利益	5,500,743
営業外収益	116,993
受取利息及び配当金	59,401
持分法による投資利益	8,442
助成金収入	16,090
受取保険金	5,955
受取家の賃金	13,575
その他	13,526
営業外費用	115,608
支払利息	16,281
為替差損	80,049
その他	19,277
経常利益	5,502,127
特別利益	22,892
固定資産売却益	652
受取保険金	22,239
特別損失	56,368
固定資産売却損	539
固定資産除却損	12,760
減損損失	25,177
事業整理損	17,890
税金等調整前当期純利益	5,468,652
法人税、住民税及び事業税	1,603,118
法人税等調整額	△264,605
当期純利益	4,130,138
非支配株主に帰属する当期純利益	5,293
親会社株主に帰属する当期純利益	4,124,845

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日 残高	1,176,255	1,129,933	12,148,967	△714	14,454,442
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△840,518		△840,518
親会社株主に帰属する当期純利益			4,124,845		4,124,845
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△5,341			△5,341
自己株式の取得				△320,217	△320,217
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△5,341	3,284,326	△320,217	2,958,768
平成29年3月31日 残高	1,176,255	1,124,592	15,433,294	△320,931	17,413,210
	その他の包括利益累計額			非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成28年4月1日 残高	147,448	1,023,352	1,170,800	79,263	15,704,507
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△840,518
親会社株主に帰属する当期純利益					4,124,845
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					△5,341
自己株式の取得					△320,217
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	215,943	△409,876	△193,933	△12,200	△206,134
連結会計年度中の変動額合計	215,943	△409,876	△193,933	△12,200	2,752,633
平成29年3月31日 残高	363,391	613,475	976,867	67,062	18,457,140

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
流動資産		11,988,185	流動負債		3,542,157
現金及び預金	金形金	5,406,445	支払手形	形	84,251
受取掛手	金形金	961,709	電子記録債権	務	1,372,499
売掛金	品	2,477,331	買掛金	金	358,808
商品及び製品	品	251,399	一年内返済予定長期借入金	金	405,084
仕掛金	品	98,591	リース債権	務	10,002
原材料及び貯蔵品	品	255,462	未払金	金	255,321
前払費用	金用	218,137	未払費用	用	93,865
繰延税金資産	産	50,179	未払法人税等	等	566,474
未収入金	金	176,626	前受金	金	11,154
その他当座金	他	2,024,438	預り金	金	35,188
貸倒引当金	金	70,076	賞与引当金	金	335,545
固定資産	産	△2,213	工事損失引当金	金	13,962
有形固定資産	産	8,005,299	固定負債		2,012,513
建物	物	2,688,291	長期借入金	金	2,012,513
構築物	物	1,371,581	リース債権	務	631,641
機械装置	置	19,547	退職給付引当金	金	117,944
車両運搬具	具	486,431	資産除去債	務	1,005,200
工具器具備品	品	96	長期未払金	金	199,195
土地	地	192,819	負債合計		5,554,670
建物	産	522,824	純資産の部		
無形固定資産	産	92,052	株主資本		14,072,329
建設仮勘定	定	2,938	資本金	金	1,176,255
無形固定資産	産	52,062	資本剰余金	金	1,128,904
特許権	権	8,541	資本準備金	金	1,128,904
商標	権	665	利益剰余金	金	12,088,101
ソフトウエア	ア	42,855	利益準備金	金	50,000
投資その他の資産	産	5,264,946	その他利益剰余金	金	12,038,101
投資有価証券	券	1,745,699	投資損失準備金	金	33,611
関係会社株	式	2,281,034	特別償却準備金	金	160,952
出資	金	1,200	圧縮積立金	金	302,543
関係会社出資	金	835,132	別途積立金	金	7,500,000
従業員に対する長期貸付金	金	825	繰越利益剰余金	金	4,040,993
関係会社長期貸付金	金	21,318	自己株式		△320,931
長期前払費用	用	22,812	評価・換算差額等		366,485
繰延税金資産	産	132,395	その他有価証券評価差額金		366,485
差入敷金・保証金	金	172,706	純資産合計		14,438,815
その他当座金	他	51,830	負債・純資産合計		19,993,485
貸倒引当金	金	△8			
資産合計		19,993,485			

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,509,996
売上原価	6,589,789
売上総利益	6,920,207
販売費及び一般管理費	4,534,740
営業利益	2,385,467
営業外収益	1,972,966
受取利息及び配当金	1,965,374
その他	7,591
営業外費用	85,883
支払利息	10,621
為替差損	57,557
その他	17,705
経常利益	4,272,549
特別利益	—
特別損失	3,067
固定資産除却損	3,067
税引前当期純利益	4,269,482
法人税、住民税及び事業税	813,705
法人税等調整額	△137,406
当期純利益	3,593,183

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
				投 資 損 失 準 備 金	特 別 償 却 準 備 金	圧 縮 積 立 金
平成28年4月1日残高	1,176,255	1,128,904	50,000	5,638	198,675	312,622
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純利益						
投資損失準備金の積立				27,973		
特別償却準備金の取崩					△37,723	
圧縮積立金の取崩						△10,078
別途積立金の積立						
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	-	27,973	△37,723	△10,078
平成29年3月31日残高	1,176,255	1,128,904	50,000	33,611	160,952	302,543

	株 主 資 本					評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 計 合
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計				
	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
平成28年4月1日残高	5,500,000	3,268,499	9,335,436	△714	11,639,882	147,448	11,787,330
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△840,518	△840,518		△840,518		△840,518
当期純利益		3,593,183	3,593,183		3,593,183		3,593,183
投資損失準備金の積立		△27,973	-		-		-
特別償却準備金の取崩		37,723	-		-		-
圧縮積立金の取崩		10,078	-		-		-
別途積立金の積立	2,000,000	△2,000,000	-		-		-
自己株式の取得			-	△320,217	△320,217		△320,217
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			-		-	219,036	219,036
事業年度中の変動額合計	2,000,000	772,493	2,752,664	△320,217	2,432,447	219,036	2,651,484
平成29年3月31日残高	7,500,000	4,040,993	12,088,101	△320,931	14,072,329	366,485	14,438,815

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5月19日

株式会社 J C U
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金子 裕子 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田中 清人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 J C U の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 J C U 及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 J C U
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子裕子	Ⓢ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中清人	Ⓢ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 J C U の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、各監査役から監査役会で策定した監査計画に則った監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所並びに主要な子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

株式会社 J C U 監査役会

常勤監査役 中 澤 隆 司 ㊟

社外監査役 伴 峰 夫 ㊟

社外監査役 高 井 治 ㊟

社外監査役 市 川 充 ㊟

以 上

